

ディスクロージャー
(2008 年度版)

カネツ商事株式会社

【はじめに】

本書は、平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）における会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」平成 20 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員の状況」当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取り巻く環境」内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」当社の平成 19 年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

（a）純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を決了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記

（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合でみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名 カネツ商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 杉本 良隆
 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 11 番 5 号
 電話番号 03-3662-0111 (大代表)

②会社の沿革

当社は、昭和 28 年 6 月、群馬県高崎市の堤商店が所有しておりました東京穀物商品取引所の商品仲買人のシートを譲り受け、昭和 28 年 7 月 9 日、カネツ米穀株式会社として設立いたしました。

年 月	概 要
昭和28年 7月	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 1 番地にカネツ米穀株式会社を設立。資本金 3,000 千円。
9月	東京穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和30年10月	東京ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和31年 3月	富山出張所（現富山支店）を設置。
9月	仙台出張所（現仙台支店）を設置。
12月	高崎出張所（現高崎支店）を設置。
昭和32年 3月	商号を「カネツ商事株式会社」に変更。
11月	宇都宮出張所（現宇都宮支店）を設置。
昭和33年 5月	名古屋穀物商品取引所商品仲買人の登録。
7月	名古屋支店を設置。
9月	札幌出張所（現札幌支店）を設置。
昭和34年 4月	福岡支店を設置。
9月	大阪支店（現関西支社）を設置。
9月	大阪穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和35年 4月	広島出張所（現広島支店）を設置。
昭和37年 9月	本店を東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 17 番地に移転。
昭和39年 2月	福井出張所（現福井支店）を設置。
4月	大阪化学繊維取引所及び大阪三品取引所商品仲買人の登録。
8月	名古屋繊維取引所商品仲買人の登録。
12月	神戸ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和42年12月	新宿支店を設置。
昭和46年 1月	農林大臣及び通商産業大臣より全取引所の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年 1月	本店住居表示東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 11 番 5 号に変更。
昭和53年 8月	第 1 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和57年 2月	通商産業大臣より東京金取引所金市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和58年 8月	第 2 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和59年 1月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
5月	農林水産大臣より名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所の合併により、大阪繊維取引所商品取引員の許可を受ける。
11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の合併により、東京工業品取引所商品取引員の許可を受ける。
昭和62年 8月	第 3 回、商品取引員の許可更新を行う。
平成 2年 4月	カネツ貿易株式会社、西部カネツ物産株式会社と合併。資本金 725,500 千円
平成 3年 8月	第 4 回、商品取引員の許可更新を行う。

年 月	概 要
平成 4年 3月	増資。資本金 1,000,000 千円。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける。
平成 5年10月	大阪穀物商品取引所、大阪砂糖取引所合併により、関西農産商品取引所商品引員の許可を受ける。
平成 6年12月	株式 2 株を 1 株に併合。
平成 7年 2月	カネツ不動産株式会社を合併。資本金 1,080,000 千円。
3月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける。
8月	第 5 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の第 1 回更新許可を受ける。
平成 8年 3月	株式 1 株を 5 株に分割、額面を 50 円額面に変更。
7月	株式の名義書換代理人（現株主名簿管理人/三菱 UFJ 信託銀行）を設置。
10月	名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所、豊橋乾繭取引所合併により、中部商品取引所商品取引員の許可を受ける。
平成 9年 4月	関西農産商品取引所、神戸生糸取引所合併により、関西商品取引所商品取引員の許可を受ける。
4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所合併により、大阪商品取引所の商品取引員の許可を受ける。
平成10年 8月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける。
平成11年 6月	通商産業大臣より石油市場（東京工業品取引所石油市場）の商品取引員（受託会員）の許可を受ける。
平成12年 1月	通商産業大臣より石油市場の商品取引員（受託会員）の変更許可（中部商品取引所石油市場の追加）を受ける。
平成13年 8月	第 6 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	第 2 回、商品投資販売業の更新許可を行う。
平成17年 4月	第 7 回、商品取引員の許可更新を行う。
6月	カネツ FX 株式会社（現カネツ GK Goh 株式会社）を新設分割。
12月	外国為替取引業の廃止。
平成18年 4月	新宿支店第一営業部を開設、旧新宿支店の名称を新宿支店第二営業部に変更。
10月	新宿支店第一営業部を新宿支店、新宿支店第二営業部を新宿南口支店に名称変更。
平成19年 1月	中部商品取引所、大阪商品取引所合併により、中部大阪商品取引所の商品取引員の許可を受ける。
平成20年 3月	仙台支店移転。
4月	盛岡支店閉鎖。

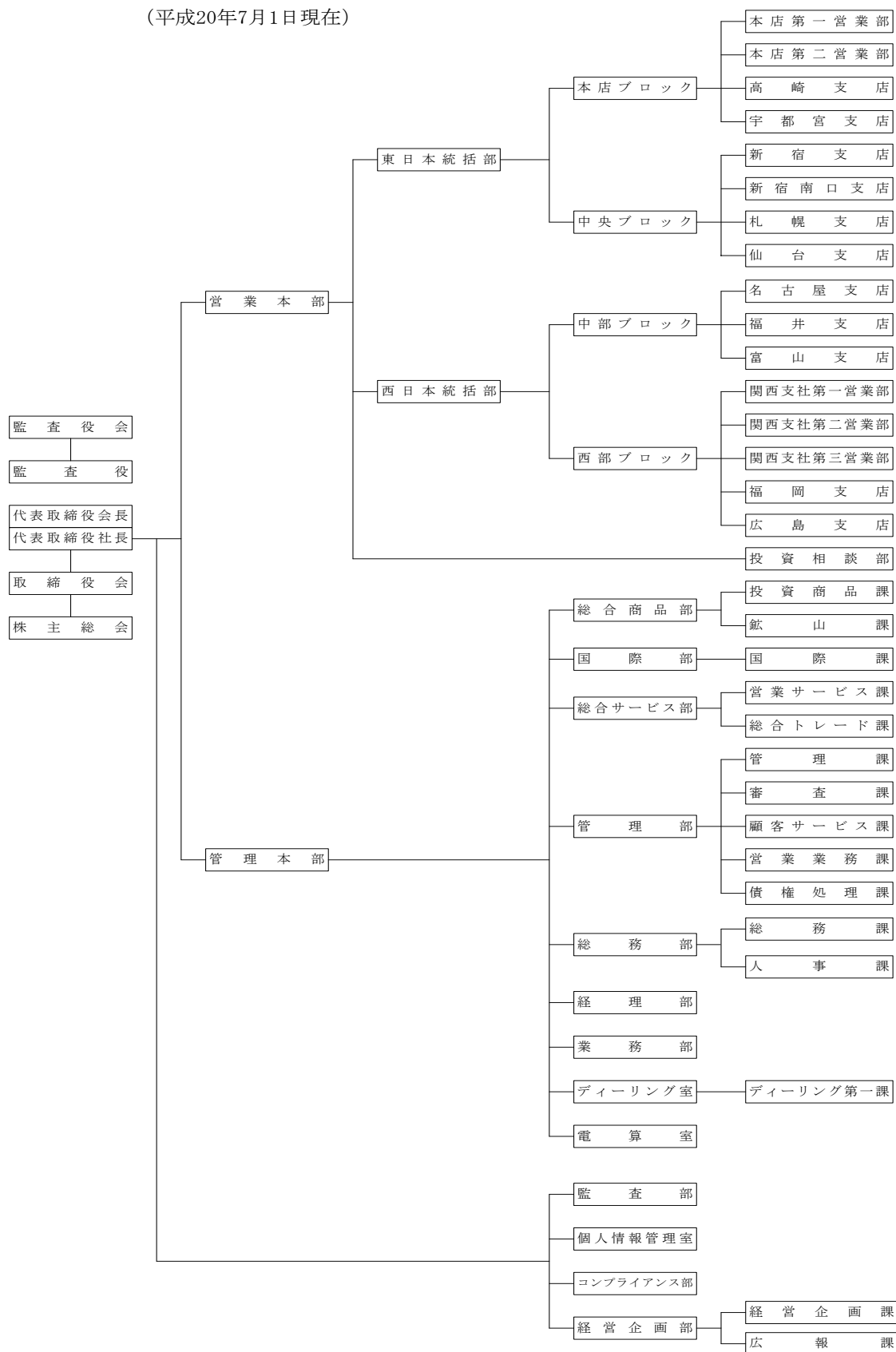
③会社の目的

1. 次の商品に関する売買業、輸出入業、問屋業、代理業ならびに仲立業
 - イ. 食糧、砂糖、油脂、飼料およびこれらの原料ならびに畜類、農畜水産物、加工食品その他の食料および飲料
 - ロ. 肥料、調味料、コーヒー、ココア、乳製品およびこれらの原料
 - ハ. 各種毛皮製品およびその原毛皮
 - ニ. 花卉、木材、合板および林産物
 - ホ. 衣料用繊維製品およびその原料
 - ヘ. ゴムおよびその加工品ならびに煙草および酒類
 - ト. 貴金属、白系金属およびこれらの製品
 - チ. 鉄、非鉄金属およびこれらの原料、製品ならびに鉱物
 - リ. 石油、天然ガスおよびこれらの副製品
 - ス. 自動車、自転車、玩具、事務用品、書籍および日用雑貨品
 - ル. 前各号に関連する採鉱、開発および製造加工業
 2. 商品先物取引業
 3. 商品投資販売業
 4. 金融先物取引業
 5. 海外商品先物取引業
 6. 外国為替取引業
 7. 貴金属の預託等取引業
 8. 各種会員権の賃貸およびリース業
 9. 刊行物の発行
 10. 不動産の取得、売買、賃貸借および保守管理ならびにこれらの仲介
 11. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
 12. 書画、骨董の取得、売買および賃貸
 13. 金銭の貸付けおよび債務の保証または引受け
 14. 事務用機器、コンピュータおよび同関連機器の販売およびリース業
 15. システム技術等のソフトウェアの企画、開発、販売および保全ならびにこれらの仲介
 16. 前各項に附帯する業務および関連する事業
- (注) 上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 当社の経営組織図は、次のとおりです。

(平成20年7月1日現在)



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場において商品取引受託業務を営むことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」

経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」

商品市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	ゴ ム	指 数	石 油	アル ミ	鉄 ＊	上 場 商 品 名
東京穀物商品取引所	○								一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
		○							粗糖
東京工業品取引所			○						金、銀、プラチナ、パラジウム
				○					天然ゴム
						○			ガソリン、灯油、原油
							○		アルミニウム
中部大阪商品取引所				○	○	○		○	ガソリン、灯油、軽油、鉄スクラップ、天然ゴム、天然ゴム指数
関 西 商 品 取 引 所					○				コーヒー指数

(注 1) ○印の商品市場については、特定の電子取引に係る届出も行っております。

(注 2) 鉄＊は鉄スクラップの略です。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 金融商品取引業者

第 2 種金融商品取引業者として、商品ファンドの組成、販売等を行っております。

ロ. 貴金属の預託等業務

ゴールド・セービング、プラチナ・セービング等の商品を扱っております。

⑤営業所の状況

(平成 20 年 4 月 25 日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 11 番 5 号	03-3662-0111
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 7 号	06-6942-8686
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 8 番地	011-231-8686
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区国分町 1 丁目 7 番 18 号	022-265-8686
高 崎 支 店	群馬県高崎市八島町 17 番地 1	027-328-8686
宇 都 宮 支 店	栃木県宇都宮市大通り 4 丁目 2 番 10 号	028-621-8686
新 宿 支 店	東京都新宿区西新宿 3 丁目 1 番 5 号	03-3342-8686
新宿南口支店	東京都新宿区西新宿 1 丁目 18 番 2 号	03-6863-8686
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 2 号	052-204-8686
富 山 支 店	富山県富山市安住町 2 番 14 号	076-444-8686
福 井 支 店	福井県福井市順化 2 丁目 1 番 1 号	0776-26-8686
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 13 番 21 号	092-733-8686
広 島 支 店	広島県広島市中区橋本町 10 番 1 号	082-248-8686

⑥財務の概要 (平成 20 年 3 月決算期)

(a) 資本金	1,080,000 千円
(b) 純資産額 * 1	2,365,711 千円
(c) 総資産額	23,920,442 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,000,970 千円 (5,072,599 千円)
(e) 経常利益	161,410 千円
(f) 当期純利益	△ 910,769 千円

* 1 : 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 5,800,000 株 (平成 20 年 7 月 1 日現在)

(注) 当社の株式は、取引所に上場しておりません。

⑧主要株主名 (上位 10 名)

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

氏 名 又 は 名 称	住 所	所 有 株式数	発行済株式数に対す る所有株式数の割合
カネツホールディングス(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 11 番 5 号	千株 5,800	% 100.0
計		5,800	100.0

(注) 当社は、カネツホールディングス株式会社の 100%完全子会社です。

⑨役員の状況

(平成 20 年 7 月 1 日現在)

役 職 名	氏 名	所 有 株 式 数
代 表 取 締 役 会 長	清 水 清	0
代 表 取 締 役 社 長	杉 本 良 隆	0
専 務 取 締 役	若 林 正 俊	0
常 務 取 締 役	水 野 慎次郎	0
取 締 役	梶 浦 憲 一	0
取 締 役	塩 飽 誠	0
取 締 役	齊 藤 美知男	0
取 締 役	中塩屋 龍 也	0
取 締 役	中 村 孝 一	0
常 勤 監 査 役	吉 川 晴 之	0
監 査 役 (非 常 勤)	堤 克 弘	0
監 査 役 (非 常 勤)	矢 野 雄 紀	0
監 査 役 (非 常 勤)	岸 田 朋 丈	0
計	13 名	0

(注) 監査役矢野雄紀氏、同岸田朋丈氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

⑩従業員の状況

(平成 20 年 7 月 1 日現在)

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	389 名	310 名	79 名	240 名	149 名
平 均 年 齢	34.8 才	36.0 才	30.2 才	32.5 才	39.6 才
平均勤続年数	10.2 年	11.4 年	5.6 年	9.1 年	12.3 年
外 務 員 数	316 名	283 名	33 名	237 名	79 名

2. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

①営業方針

会社経営の目的は、利潤の追求であります。しかし、そのことばかりに目を奪われ、お客様の信用を失うようなことがあったら、企業の存在そのものが覚束ないものとなります。当社では、信用こそが第一の財産と考え、「信用をうり、信頼をかう」「共存共栄」をスローガンに、信頼されるパートナーたらんと常に真心をもってお客様に接し、「今後も、是非、カネツ商事で取引を」と言って頂ける企業を目指しております。

そのためには、人材の育成こそが最重要課題であると捉え、商品先物取引に関する社内研修のほか、資産運用をはじめとし、ライフプラン全般にわたってアドバイスができるようファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励しており、最上級の CFP® の資格を取得する社員も現われ、会社の方針が社員に浸透しております。

一方、お客様にとって、使い勝手の良い商品取引員を目指し、他社に先駆けて、的確な情報をいち早く提供できるシステムや、インターネット取引のシステム構築に力を注いでまいりました。また、より多くの投機チャンスを提供し、成果を挙げて頂くことこそサービスと捉えた創業の精神を引き継ぎ、商品市場の取捨選択を図りながらも、幅広く資産運用の場を提供していく所存であります。

また、先物取引に代表されるハイリスク・ハイリターンの商品に加え、昨今の超低金利時代にあって、行き場を探している金融資産を受け入れるリスクの少ない商品を確認していくことも重要と考えております。商品ファンドもその一つであります。運用する市場を 4 つのタイプから選ぶ積極運用型商品ファンド「四天王」が高い運用成績を上げ、好評を得ております。また、新しく、エネルギー、農産物等の代表的商品への現物ベースでの投資を行い、インフレリスクを回避しつつ、資産の 55%を世界の先物市場で積極的に運用していくインフレ対応型商品ファンド「天翔」の運用を平成 17 年 4 月から開始し、注目を集めております。さらに、「金」の消費寄託契約であるゴールド・セービング等の新規商品の開発を今後も続けていく所存であります。

また、会社は社員みんなの会社であるとの理念に基づき、早い時期から社員持ち株制度を発足させ、社員に経営者としての自覚を促し、利益の配分を実施してきました。現在は、カネツホールディングス社員持株会と形を変えておりますが、役員はもとより全社員が、株式の公開を一つの目標として、業務に邁進しております。

②当社及び当業界を取り巻く環境

当期における我が国の経済は、「期の前半は、生産の一部に弱さが見られたものの景気は回復基調にありましたが、後半は回復が緩やかなものになり、遂には足踏み状態に陥った。」状況といえます。1 ドル 117 円だった為替が 6 月に 124 円台を付けた後、アメリカのサブプライム問題を背景にアメリカ経済の減速懸念が広がり、翌年 3 月には 12 年ぶりに 95 円台を記録しました。また、NY 原油が 1 バレル 110 ドル台の史上最高値を記録しました。この円高・ドル安、原油高の影響で企業収益は弱含みとなり、設備投資はおおむね横ばい、雇用情勢は厳しさが残る中で、改善に足踏みが見られました。個人消費は、おおむね横ばい。住宅建築は、おおむね持ち直しつつあるものの、改正建築基準法施行の影響が完全には収束しないまま、今期を終えました。

今期の日経平均株価は、17,028 円からスタート。好調な企業業績を背景に 4 月から 7 月にかけて上昇し、7 月 9 日には 18,261 円の高値を付けましたが、前述のサブプラ

イム問題が本格化した 8 月以降は下落基調に転じ、3 月 17 日には 11,787 円の安値を記録、年度末は 12,525 円で終わりました。これは、昨年度末に比べ 4,762 円下落（下落率は 27.5%）したことになり、日本経済がデフレで苦しんだ平成 14 年度の 27.7%に匹敵する大きさとなりました。

当業界におきましては、前期に増して厳しい状況が続きました。改正商品取引所法による投資家の勧誘に係る営業規制の影響で、商品の取組、出来高の減少に歯止めがかからず、取引員の市場からの撤退が相次ぎました。

今年度における全国の 4 取引所の年間総売買高合計は 71,070,889 枚で、前年度比 16.5%の減少となりました。取引所別に見ても、総売買高の 66.7%を占める東京工業品取引所が前年度比 17.8%減、東京穀物商品取引所が同 4.3%減、関西商品取引所が同 21.0%減、中部大阪商品取引所に至っては前年度に比べ 34.1%減と大幅な落ち込みを見せました。商品別に見てもパラジウムの前年度比 124.7%増は例外として、NON-GMO 大豆、とうもろこし、米国産大豆が前年を若干上回っているものの、全体的に見て非常に厳しいものでした。

③営業の成績及び成果

このように売買高が前年度より大幅に減少する環境の中で、当社もその例にもれず、委託売買、自己ディーリングともに減少する展開となりました。その結果、今期の売買高は前年度比 25.7%減、うち委託は 273 万枚で前年度比 12.8%減となりました。商品別の売買高で見ますと、貴金属が 137 万枚で同 34.6%減、農産物が 133 万枚で同 23.5%減、これに天然ゴム、石油製品が続くような格好となりました。

受取委託手数料 50 億 7 千 1 百万円（同 12.4%減）と未収委託手数料 5 千 4 百万円（同 27.0%減）となり、受取手数料は前期より 6 億 8 千 6 百万円減少して 50 億 7 千 2 百万円（同 11.9%減）となりました。

売買損益の自己売買損益は、5 千 8 百万円の売買損となりましたが、地金の売買損及び評価損で 4 千 3 百万円の発生となり、売買損益は 1 億 2 百万円の売買損となりました。

営業費用は、前期より 9 千 7 百万円減少して 47 億 6 千 6 百万円（同 2.0%減）となり、この結果、営業収益 50 億円（同 0.3%減）、営業利益 2 億 3 千 4 百万円（同 55.2%増）、経常利益 1 億 6 千 1 百万円（同 26.6%減）を計上しました。

なお、当期からの会計方針変更により、過年度役員退職慰労引当金繰入額及び平成 20 年 4 月に適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行するのに伴う適格退職年金制度終了損を、特別損失として計上した結果、当期純損失 9 億 1 千万円（同一）となりました。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 56 期 〔 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 〕
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	1,310,785
貴 金 属 市 場	3,430,859
アルミニウム市場	601
ゴ ム 市 場	172,367
石 油 市 場	115,495
砂 糖 市 場	19,827
鉄スクラップ市場	1
天然ゴム指数市場	1,478
農産物・飼料指数市場	0
小 計	5,051,416
オプション取引	
農 産 物 市 場	0
砂 糖 市 場	0
貴 金 属 市 場	27
小 計	27
商 品 フ ァ ン ド	21,155
合 計	5,072,599

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 56 期 〔 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 〕
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	▲46,843
貴 金 属 市 場	▲44,782
アルミニウム市場	0
ゴ ム 市 場	11,146
石 油 市 場	40,720
砂 糖 市 場	▲31,759
鉄スクラップ市場	0
天然ゴム指数市場	12,951
農産物・飼料指数市場	79
小 計	▲58,489
オプション取引	
農 産 物 市 場	0
砂 糖 市 場	0
貴 金 属 市 場	0
小 計	0
海 外 先 物 取 引	0
商 品 売 買 損 益	▲41,617
そ の 他 売 買 損 益	▲1,994
小 計	▲43,612
合 計	▲102,101

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別		第 56 期 〔 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 〕		
商品市場名	内 訳	委 託	自 己	合 計
商 品 先 物 取 引				
農 産 物 市 場		1,176,257	149,258	1,325,515
貴 金 属 市 場		1,022,676	343,936	1,366,612
アルミニウム市場		840	0	840
ゴ ム 市 場		319,047	107,302	426,349
石 油 市 場		191,667	201,675	393,342
砂 糖 市 場		13,610	2,644	16,254
天然ゴム指数市場		1,904	2,916	4,820
農産物・飼料指数市場		0	2	2
鉄 ス ク ラ ッ プ		3	0	3
小 計		2,726,004	807,733	3,533,737
オプション取引				
農 産 物 市 場		0	0	0
砂 糖 市 場		0	0	0
貴 金 属 市 場		55	0	55
小 計		55	0	55
合 計		2,726,059	807,733	3,533,792

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

④対処すべき課題

当社が対処すべき課題として、まず、純資産額の増強があげられます。所有する固定資産を売却し、流動資産の増大を図ることにしましたが、さらなる営業努力とコスト削減により財務体質の強化を図っていく必要があります。そして、一旦は分社化により廃止した外国為替証拠金取引を、今一度自社で取扱い、さらには、取次取引員へと業態を変えた企業からの注文を積極的に導入する方法を模索し、収益の多様化を図っていくことも必要であると考えております。

また、カネツホールディングスグループの一員として、グループ会社の再編に寄与しながら、グループ会社社員の安定した収入の確保と株主様への利益還元に努めてまいりたいと存じます。

⑤受託業務管理規則

第1条（目 的）

この規則は、受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。

なお、特定の電子取引は別に定める受託業務管理規則によるものとする。

第2条（管理担当組織）

当社は、受託業務に係る管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店および従たる営業所ごとに管理担当者を配置する。

2.受託業務に係る総括管理および次条に定める管理担当者の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者を置く。

3.関西支社を統轄店と定め、本店および関西支社に統轄責任者を置く。

4.本店および従たる営業所に顧客管理責任者を置く。

5.総括責任者、統轄責任者および顧客管理責任者は、次の者がその任に当る。

(1) 総括責任者は、管理部の取締役とする。

なお、総括責任者が不在の場合は、本店の統轄部長を副責任者と定める。

(2) 統轄責任者は、部長職以上の者とする。

(3) 顧客管理責任者は、本店および統轄店においては、課長職以上の者とし、従たる営業所においては支店長とする。

なお、支店長が不在の場合は、次席の者がその任に当たるものとする。

6.顧客管理の充実を図るため、主たる部門に顧客サービス課を配置する。

7.顧客管理に係る疑義の審査を行うため、本店管理部内に審査課を置く。

第3条（管理担当者の職務）

当社は、受託業務に係る運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当者の職務を定める。

(1) 総括責任者

①総括責任者は、関係必要書類の精査および本規則の遵守状況を確認し、必要に応じ、統轄責任者ならびに顧客管理責任者に対して指示、指導を行うものとする。

②総括責任者は、本規則に定める管理措置の遂行状況および遵守状況を定期的に取り締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合は、取締役会に諮り、具体的改善措置を講ずるものとする。

(2) 統轄責任者は、総括責任者の補佐を行うものとする。

(3) 顧客管理責任者は、本規則に定める管理措置について、職務遂行の任に当るものとする。

(4) 顧客サービス課は、顧客の面談を主な職務とする。

(5) 審査課は、顧客の適合性の審査を行うものとする。

第4条（商品先物取引不適格者参入防止）

当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

(1) 未成年者、成年被後見人、成年被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- (7) 口座開設時に 75 歳以上の者

2.当社は、顧客が次の各号の一に該当することが判明した時は、原則として勧誘及び受託を行わない。但し、本条第 3 項に定める例外の要件を満たす場合であって、顧客サービス課の確認を経た後、総括責任者が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 年金、恩給、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）
- (2) 65 歳以上の者
- (3) 一定の所得を有しない者（年収 500 万円未満）
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引
- (5) 取引期間中に 75 歳を迎えた者
- (6) その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者

3.前項に掲げる者の勧誘及び受託について不適当と認められないための例外の要件は、顧客本人が「適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘の対象者であること」を理解しているとともに、以下に掲げる不適当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を受けることに加えて、以下の要件を満たすことを要する。

- (1) 前項第 1 号ないし第 3 号及び第 5 号に該当する者にあつては、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (2) 前項第 4 号の場合にあつては、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (3) 前項第 5 号に該当する者にあつては、75 歳を迎える以前に直近の 3 年以内において延べ 90 日以上に亘る商品先物取引の経験を有していること及び、当社が作成した理解度確認書により、商品先物取引の仕組み・リスク等について十分理解していることが確認できること。

4.当社は、勧誘の過程において顧客が各条項に照らして不適格者と判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

第 5 条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

- (1) 勧誘の適否の判断のため、顧客に関する見込客調査表を作成し、審査課の審査を受けるものとし、その記録を取引終了後 3 年間保存する。
- (2) 審査課の審査を終えた後に、管理部顧客サービス課は統轄責任者の命を受け顧客と面談等を行う。
- (3) 取引を開始する際には、顧客管理責任者の審査を経た後、統轄責任者が受託の適否に係る審査を行うものとする。
- (4) 前号の統轄責任者による審査前に約諾書の差入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注は行わないものとする。
- (5) 統轄責任者は、第 3 号の審査における判断根拠等を具体的に記載した書面を作成し、

これを取引終了後3年間保存するものとする。

第6条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、勧誘を行うに当たっては、当社の商号、勧誘を行う者の氏名及び商品先物取引の勧誘が目的であることを告知し、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

2.前項の告知及び意思確認の内容は営業日誌に記録するものとする。

3.当社は、委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、再度の勧誘を行わないものとする。

4.当社は、勧誘を受ける意思のない顧客への再勧誘を防止するため、当該顧客の各種名簿からの削除及び各支店への周知徹底等必要な措置を講ずる。

5.勧誘拒否者に関する情報は本店管理部に集約し、社内回覧、社内掲示及びファクシミリ等により、その旨の周知徹底を図るものとする。

6.当社は、顧客の事前の承諾が得られた場合を除き、以下に掲げる勧誘を行わないものとする。

(1) 午後9時から午前8時までの時間帯における勧誘

(2) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘

(3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘

(4) その他顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

第7条（口座設定申込書及び顧客カードの整備）

当社は、顧客の属性を把握し、取引参加の意思を審査するため、顧客に対し、以下に掲げる事項を記載した口座設定申込書の提出を求めるものとする。

(1) 氏名、住所、連絡先及び勤務先

(2) 職業、生年月日、性別及び家族構成

(3) 資産及び年収の状況、

(4) 投資可能資金額等

(5) 商品先物取引、証券取引及び為替証拠金取引の経験の有無

(6) 商品先物取引を行う動機

(7) 受託契約を締結する目的等

(8) その他、必要と認める事項

2.当社は、適切な委託者管理を行うため、前項の口座設定申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。

3.顧客管理責任者は、顧客カードの内容を精査するとともに、その写しを第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

4.顧客カードの記載事項については、変更があるその都度更新するよう努めるものとする。

第8条（勧誘の際の説明義務）

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たって、「商品先物取引—委託のガイド（含む別冊）」及び「入門のしおり」を事前に交付するとともに、これらを用いて以下に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引

であること。

- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3) 取引証拠金等に関する事項（相場の変動によって追加的に預託する追証拠金等を含む全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する）
- (4) 委託手数料に関する事項（取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、委託手数料は売り、買い双方の取引に必要か否か等についても説明する）
- (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨等
- (6) その他商品取引所法施行規則第 104 条に定める事項

2.前項の説明は、まず初めに前項第 1 号及び第 2 号について説明した上で顧客が理解したことを書面(商品先物取引の理解確認書)により確認し、その確認の後に前項第 3 号から第 6 号について説明し、顧客が理解したことを再度書面により確認する方法により履行するものとする。

なお、当該理解確認書は総括責任者のもとに備え付けるものとする。

3.顧客に口座設定申込書の提出を求める前に、投資可能資金額とは取引の結果が損失となっても生活に支障がない「損となっても許容できる金額」であって、取引証拠金として差入れ可能な資金総額であること及び既に損失や手数料等が発生している場合にはそれを控除したものが新たな投資可能資金額となることを分かりやすく説明し、理解させるものとする。

第 9 条（取引に係る記録等）

当社は、次の各号に定める方法により、取引状況を記録するものとする。

- (1) 顧客と面談により売買注文を受ける場合は、所定の注文依頼書に委託者自筆による注文日時、注文内容および署名を求めるものとする。
- (2) ファクシミリならびにインターネットにより売買注文を受ける場合は、記録紙を保存するものとする。
- (3) 委託者の売買指示における意思の確認を、顧客管理責任者の判断により必要と認めたときに記録するものとする。

第 10 条（商品先物取引未経験者等に係る保護措置）

当社は、直近 3 年間で 3 ヶ月以上の商品先物取引の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から 3 ヶ月を経過するまでの間、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 取引本証拠金必要額の目安は、委託者の投資可能資金額の 3 分の 1 までに制限する。
- (2) 委託者が上記(1)の取引量を超える取引を希望する場合にあつては、当該委託者から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及びその例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であつて、総括責任者が許可した場合に限り、これを認めるものとする。
- (3) 本規則第 4 条第 2 項に定める者については、原則として上記(2)の取扱いを認めないものとする。

第 11 条（日常業務における顧客管理）

当社は、本店管理部を中心として委託者の取引状況及び投資可能資金及び取引内容等について、常時精査を行うものとする。

- 2.本店管理部の指示により、関西支社管理部並びに顧客サービス課員は委託者と面談を行い取引内容の確認を行うなど委託者との意思の疎通を計るものとする。
- 3.営業部門に対し指導が必要と認められた場合は、総括責任者の指示により統轄責任者を通じ、顧客責任者及び担当の営業社員の指導を行うものとする。

第 12 条（習熟期間終了による取引制限解除）

当社は、第 10 条に定める未経験者に係る管理措置を、取引開始から 3 ヶ月間を経過した委託者については、顧客管理責任者の申告により総括責任者が認めた者は取引量の制限を解除することができるものとする。

第 13 条（取引証拠金の額）

取引証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。

- 2.取引証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者がその任に当り、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を 3 年間保存する。

第 14 条（委託手数料の額）

当社の委託手数料の額を変更する場合は、取締役会の決議により行うものとする。

第 15 条（不正資金の流入防止）

当社は、公金出納取扱者およびそれに準ずる者等からの受託は、行わないものとする。ただし、本人から取引を行いたい旨を記載した書面（本人の自筆）の提出があり、管理部または顧客管理責任者が面談等の方法により確認を行った後、記録を作成。総括責任者がその記録を精査のうえ、認めた場合は、この限りではない。

- 2.当該委託者の入金累計額が 1,000 万円を超えることとなった場合には、管理を必要とする対象者として特定する。
- 3.前項の対象者を管理するため、当該委託者の資産状況等を第三者機関に調査を依頼する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 4.第 2 項の対象者の日常的な監視体制は、管理課がその任にあたるものとする。
- 5.第 2 項の対象者の調査記録を作成し、その記録および第三者機関の調査報告書を 10 年間保存する。
- 6.第 2 項の対象者から不正資金による取引資金の預託があった場合は、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金および新規注文は受けないものとする。

第 16 条（委託者との入出金に係る管理措置）

当社は、委託者との間の入金及び出金は原則として金融機関での振込みにより行う。ただし、取引開始時及び清算時の入出金また、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合には、次項による行うものとする。

- 2.外務員が委託者と現金による受渡しをする場合は、備え付けの「持出申請書」に必要事項を記入し、経理担当者および顧客管理責任者に提出し承認を得る。
- 3.現金での受渡しは、原則として複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。
- 4.取引証拠金等を現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
- 5.取引証拠金等を現金で支払いする場合には、あらかじめ金額を記載した受領書の受領と同時に行う。

- 6.現金での受渡しは、委託者の署名を「持出申請書」により経理担当者が確認し、かつ当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、受渡しの金額、日時、外務員の氏名等について確認する。

第 17 条（建玉制限等）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について定期的に書面により通知するものとする。

- 2.委託者保護等を思料し、取引所の定める市場管理要綱とは別に、独自に委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。ただし、制限を設けた場合には委託者にこの主旨をよく説明し、理解を得たうえで、取引に参加させるものとする。
- 3.当社は自己の取引を取り扱うディーリング室と委託の取引を取り扱う業務部とに明確に区分し、各部に責任者を置くものとする。

第 18 条（委託者からの疑義および相談等の対応）

委託者からの疑義および相談等の対応は、本店管理部が行うものとする。ただし、委託者によっては関西支社または名古屋支店の管理部に指示し、対応させるものとする。

第 19 条（勧誘方針）

当社は、適正な勧誘を確保するため勧誘方針を定め、店内掲示やホームページに掲載し、周知徹底を行うものとする。

第 20 条（広告・宣伝に係る管理措置）

当社は、委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うに当たり、法その他関係法令、受託契約準則および受託等業務に関する規則等を遵守し、かつ社内規則「広告に関する規則」を定めて適性に管理するものとする。

第 21 条（違反者に対する懲戒）

この規則の定めにより違反する行為があったと認められたときは、関係者に対し、当社就業規則の定めにより厳正な社内処分を行うものとする。

第 22 条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（付 則）

- 本規則は、平成 11 年 6 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 12 年 1 月 4 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 12 年 4 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 13 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 14 年 4 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 15 年 4 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 15 年 6 月 6 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 15 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 16 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 17 年 8 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 18 年 7 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 19 年 10 月 1 日より改定実施する。
- 本規則は、平成 20 年 2 月 1 日より改定実施する。

⑥外務員の登録状況

期 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 末 登録外務員数
350 名	34 名	66 名	318 名

⑦委託者に関する事項

期 委託者数	新規委託者数	期 末 委託者数
2,522 名	940 名	2,361 名

⑧苦情、紛争に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互の話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 42 件	24 件	0 件	0 件	7 件	2 件	8 件
前年度からの継続している案件の件数 14 件	15 件	1 件	13 件	1 件	0 件	13 件
合計 56 件	39 件	1 件	13 件	8 件	2 件	21 件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
合計 0 件	0 件	1 件	0 件	0 件

- (注) (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提訴したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 1 件	0 件		1 件	
前年度から継続している案件の件数 3 件	5 件		3 件	
合計 4 件	5 件		4 件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 4 件	0 件	2 件	2 件	0 件
前年度からの継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 4 件	0 件	2 件	2 件	0 件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表
(平成20年3月31日現在)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,100,056	短期借入金	2,460,000
委託者未収金	430,201	1年内返済長期借入金	202,500
有価証券	100,619	1年内償還予定社債	160,000
商品	2,038,053	未払法人税等	16,580
前払費用	41,414	預り証拠金	
保管有価証券	1,588,231	(現金)	8,192,285
差入保証金	6,727,103	(有価証券)	1,588,231
委託者先物取引差金	1,768,294	未払金	487,175
未収入金	393,990	未払費用	37,834
繰延税金資産	250,000	預り金	145,377
その他	277,642	賞与引当金	172,000
貸倒引当金	△ 18,503	預り商品勘定	5,472,309
流動資産合計	19,697,104	その他	60,709
		流動負債合計	18,995,002
固定資産		固定負債	
有形固定資産		社債	620,000
建物	520,096	長期借入金	630,000
構築物	29	再評価に係る繰延税金負債	412,490
機械及び装置	5,313	繰延税金負債	21,517
車両	337	退職給付引当金	298,080
器具及び備品	54,110	役員退職慰労引当金	443,975
土地	1,536,380	その他	37,271
計	2,116,268	固定負債合計	2,463,335
無形固定資産		特別法上の準備金	
電話加入権	26,557	商品取引責任準備金	334,089
ソフトウェア	229,904	特別法上の準備金合計	334,089
計	256,462		
投資その他の資産		負債合計	21,792,427
投資有価証券	682,561	(純資産の部)	
関係会社株式	545,273	株主資本	
出資金	34,000	資本金	1,080,000
長期未収債権	69,614	利益剰余金	
長期差入保証金	499,078	利益準備金	270,000
長期貸付金	2,620	その他利益剰余金	
長期前払費用	29,898	別途積立金	1,000,000
その他の投資	29,789	繰越利益剰余金	△ 666,179
貸倒引当金	△ 42,229	計	603,820
計	1,850,607	株主資本合計	1,683,820
固定資産合計	4,223,338	評価・換算差額等	
資産合計	23,920,442	その他有価証券評価差額金	31,316
		土地再評価差額金	412,877
		評価・換算差額等合計	444,194
		純資産合計	2,128,015
		負債・純資産合計	23,920,442

②損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成 19 年 4 月 1 日

至 平成 20 年 3 月 31 日

単位：千円

科 目	金 額	額
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	5,072,599	
売 買 損 益	△ 102,101	
そ の 他	30,476	5,000,970
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,766,732	4,766,732
営 業 利 益		234,238
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,922	
有 価 証 券 利 息	2,899	
受 取 配 当 金	41,857	
受 取 賃 貸 料	23,974	
投 資 事 業 組 合 持 利 益	11,251	
そ の 他	17,252	119,159
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,490	
社 債 利 息	9,465	
有 価 証 券 評 価 損	47,063	
商 品 フ ァ ン ド 償 還 損	23,412	
そ の 他	47,556	191,986
経 常 利 益		161,410
特 別 損 失		
商 取 責 任 準 備 金 繰 入	131,387	
過 年 度 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	406,084	
役 員 退 職 慰 労 金	395,127	
適 格 退 職 年 金 制 度 終 了 損	122,678	1,055,278
税 引 前 当 期 純 利 益		△ 893,867
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		16,902
当 期 純 利 益		△ 910,769

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成19年 4月 1日

至 平成20年 3月31日

単位：千円

	株 主 資 本						
	資本金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合 計		
			別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
前期末残高	1,080,000	270,000	1,000,000	390,634	1,660,634	△1,060	2,739,573
当期変動額							
剰余金の配当(注)	－	－	－	△144,983	△144,983	－	△144,983
当期純利益	－	－	－	△910,769	△910,769	－	△910,769
自己株式の消却	－	－	－	△1,060	△1,060	1,060	－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△1,056,813	△1,056,813	1,060	△1,055,753
当期末残高	1,080,000	270,000	1,000,000	△666,179	603,820	－	1,683,820

単位：千円

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前期末残高	△679	412,877	412,198	3,151,772
当期変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△144,983
当期純利益	—	—	—	△910,769
自己株式の消却	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	31,996	—	31,996	31,996
当期変動額合計	31,996	—	31,996	△1,023,757
当期末残高	31,316	412,877	444,194	2,128,015

(注) 平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目は、28,983,500円であります。

平成20年2月の取締役会における剰余金の配当は、116,000,000円であります。

④個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券	市場価格に基づく時価法
満期保有目的債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他の有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	個別法に基づく原価法
-----	------------

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産	定率法
無 形 固 定 資 産	定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）によっております。

長 期 前 払 費 用	均等償却法
-------------	-------

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
-----------	--

退 職 給 付 引 当 金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
---------------	---

なお、会計基準変更時差異（667,021 千円）については、平成13年度より15年による按分額を営業費用に計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
-----------	---

賞 与 引 当 金	従業員の賞与に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
-----------	--------------------------------------

商品取引責任準備金	商品先物取引事故による損失に備えるため、改正商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。
-----------	--

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費

支払時に全額費用として処理しております。

②リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

④受取委託手数料の計上基準

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

「商品先物取引業統一経理基準の改正（平成 17 年 5 月施行）」

⑤固定資産の減損に係る会計基準

減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

⑥消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑦千円単位の記載金額は、千円未満を切捨てにより表示しております。

2. 会計方針の変更

(役員退職慰労引当金)

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成 19 年 4 月 13 日 監査・保証実務委員会報告 42 号）を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更により、当事業年度分の役員退職慰労引当金繰入額 37,891 千円は営業費用に計上しております。この変更に伴い、営業利益、経常利益はそれぞれ 37,891 千円少なく計上されております。また、過年度役員退職慰労引当金繰入額 406,084 千円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、税引前当期純利益が 443,975 千円減少しております。

(減価償却方法)

当事業年度から法人税法の改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(退職給付会計)

当社は、平成 20 年 4 月に適格退職年金制度を廃止して、確定拠出年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。本移行に伴い、特別損失として適格退職年金制度終了損 122,678 千円を計上しております。

(減価償却方法)

当事業年度から法人税法の改正に伴い、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の 5%に到達した事業年度の翌事業年度より取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保に供している資産

定 期 預 金	3,015,095 千円	
有 価 証 券	100,619 千円	
保管有価証券	1,581,439 千円	(うち清算機構 1,581,439 千円)
建 物	351,774 千円	
土 地	1,440,520 千円	
計	6,489,447 千円	

②担保に係る債務

短期借入金	760,000 千円
長期借入金	832,500 千円
取引証拠金	1,581,439 千円
証拠金 L/G	400,000 千円
計	3,573,939 千円

- (2) 商品取引責任準備金制度に基づく使途拘束預金 326,622 千円
 分離保管制度に基づく預託金 150,000 千円
 (3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,055,360 千円

- (4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	599,710 千円
短期金銭債務	1,364,352 千円

- (5) 土地 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布 法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税効果相当額を「負債の部」に、それ以外の金額を「純資産の部」に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に定める方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 297,523 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業外取引

営業収益	74,362 千円
営業費用	190,711 千円
営業外収益	47,333 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	5,800,000 株	—	—	5,800,000 株	
合計	5,800,000 株	—	—	5,800,000 株	
自己株式					
普通株式	3,300 株	—	3,300 株	—	
合計	3,300 株	—	3,300 株	—	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少 3,300 株は、株式移転による消却による増加であります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	28,983,500 円	5 円	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成20年2月28日 取締役会	普通株式	116,000,000 円	20 円	平成20年2月29日	平成20年3月11日

- ②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
 該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	69,986 千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	121,288 千円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	180,653 千円
商品取引責任準備金損金不算入額	135,941 千円
土地等に係る減損損失額	43,930 千円
繰越欠損金	837,807 千円
その他	16,606 千円
繰延税金資産 小計	1,406,215 千円
評価性引当額	△ 1,156,215 千円
繰延税金資産 合計	250,000 千円
その他の有価証券評価差額	21,517 千円
繰延税金負債 合計	21,517 千円
繰延税金資産の純額	228,482 千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、各種コンピュータ、車両、通信機器及び事務機器があります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員及びその近親者	清水清			当 社取締役	なし			賃借料の支払(注1)	40,422	前払費用	3,385
								保証料の支払(注2)	9,600	—	—
								債務保証	3,200,000	—	—
役員及びその近親者	杉本良隆			当 社取締役	なし			保証料の支払(注3)	3,000	—	—
								債務保証	1,000,000	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社含む)	キヨシ産業(注4)	千葉県松戸市	10,000	商品及び有価証券投資	なし	なし	なし	商品先物取引委託者未収金の入金	13,445	—	—
								債権放棄	235,902	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃借料金額を決定しております。

2.当社は、銀行借入(期限5年)に対して取締役清水清より債務保証を受けて、年率0.3%の保証料を支払っております。

3.当社は、銀行借入(期限5年)に対して取締役杉本良隆より債務保証を受けて、年率0.3%の保証

料を支払しております。

4.当社役員清水清の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

(2) 子会社等

単位：千円

属 性	会社等の 名 称	住 所	資本金又 は出資金	事業内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関係内容		取引内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の 兼任等	事実上の 関係				
子会社	カネツシン ガポール	シンガ ポール	2,500,000 S\$	ブローカー 業務及び 輸出入業務	所 有 直 接 100.0%	兼任 3 人 出向 1 人	商 品 取引員	先物取引 証拠金の 受 入	1,215,871	預 り 証拠金	1,307,234
子会社	カネツ ジュエ リー	東京都中 央区	10,000 千円	貴金属及び 宝飾品の 販 売	所 有 直 接 100.0%	兼任 1 人	貴金属 の売買	金地金の リース	395,613	預け商品	421,788

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額

366 円 90 銭

1株当たりの当期純利益

△157 円 07 銭

11. 記載の金額は、1株当たり純資産額及び当期純利益を除き、千円未満を切捨てにより表示しております。

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a)純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100]	266.7
(b)純資産額資本金比率 [純資産額／資本金額×100]	219.0
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金額×100]	197.0
(d) 自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	8.9
(e) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	13.1
(f) 負債比率 [負債合計額／純資産額×100]	907.0
(g) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]	103.6

平成 20 年 10 月 21 日

カネツ商事株式会社

2008 年度版ディスクロージャー（開示書類）の一部訂正について

2008 年度版ディスクロージャーにおいて、8 ページ中の「⑥財務の概要」および 31 ページ中の「⑥財務比率」を以下のとおり訂正いたします。

8 ページ

⑥財務の概要（平成 20 年 3 月決算期）

(a) 資本金	1,080,000 千円
(b) 純資産額 * 1	2,407,125 千円
(c) 総資産額	23,920,442 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,000,970 千円 (5,072,599 千円)
(e) 経常利益	161,410 千円
(f) 当期純利益	△ 910,769 千円

* 1 : 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

31 ページ

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100]	266.7
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額／資本金額×100]	222.9
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金額×100]	197.0
(d) 自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	8.9
(e) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	13.2
(f) 負債比率 [負債合計額／純資産額×100]	891.5
(g) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]	103.6

平成 20 年 12 月 15 日

カネツ商事株式会社

2008 年度版ディスクロージャー（開示書類）の一部訂正について

2008 年度版ディスクロージャーにおいて、21、22 ページ中の 2. 事業の状況「⑧苦情、紛争に関する事項」の一部で件数を誤って計算して記載していましたので、下記のように訂正しました。

記

⑧苦情、紛争に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦 情 相互の話し 合いによる 解決	紛 争 紛争処理 機関での 解決	訴 訟	苦 情 相互の話し 合い中	紛 争 紛争処理 機関で処 理中	訴 訟
当該年度に新規に発生した 案件の件数 42 件	25 件	0 件	0 件	7 件	2 件	8 件
前年度からの 継続している 案件の件数 43 件	15 件	1 件	13 件	1 件	0 件	13 件
合計 85 件	40 件	1 件	13 件	8 件	2 件	21 件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛 争	訴 訟	紛 争	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 1 件	0 件	1 件	0 件	0 件
合計 1 件	0 件	1 件	0 件	0 件

(注) (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提訴したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴 訟	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 1 件	0 件	1 件
前年度から継続している案件の件数 8 件	5 件	3 件
合計 9 件	5 件	4 件

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

以上